

役員の退職手当の支給状況(平成17年度上半期中に退職手当を支給された退職者の状況)

法人名:日本道路公団

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
総裁	3,905千円	1年 11月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事A	2,278千円	1年 8月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事B	10,795千円	4年 2月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事C	16,127千円	5年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
理事D	1,822千円	1年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。
監事	1,648千円	1年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は日本道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年道路公団規程第26号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項に基づき算出。

法人名:首都高速道路公団

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	17,141千円	4年 9月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第3項及び第8項の規定に基づき算出。
副理事長	4,833千円	2年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8項の規定に基づき算出。
理事A	6,728千円	3年 2月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8項の規定に基づき算出。
理事B	7,748千円	3年 6月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8項の規定に基づき算出。
理事C	14,223千円	4年 11月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第3項及び第8項の規定に基づき算出。
理事D	5,452千円	2年 9月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第2項及び第8項の規定に基づき算出。
監事	1,648千円	1年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は、首都高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年首都公団規程第22号)附則第8項の規定に基づき算出。

法人名: 阪神高速道路公団

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	11,129千円	3年 10月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年阪神公団規程第16号)附則第3項及び第8項の規定に基づき算出。
副理事長	1,976千円	1年 3月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に基づき算出。
理事A	1,708千円	1年 3月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に基づき算出。
理事B	4,687千円	2年 6月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年阪神公団規程第16号)附則第2項及び第7項の規定に基づき算出。
理事C	2,278千円	1年 8月	H17.9.30	1.0	支給額は、阪神高速道路公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年阪神公団規程第16号)附則第6項の規定に基づき算出。

法人名: 本州四国連絡橋公団

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
総裁	5,621千円	2年 4月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。
副総裁	4,242千円	2年 2月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。
理事A	3,553千円	2年 1月	H17.8.15	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。
理事B	3,667千円	2年 2月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。
理事C	6,983千円	3年 3月	H17.9.30	1.0	支給額は、本州四国連絡橋公団役員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成15年本四公団規程第16号)附則第2項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項の規定に基づき算出。